



平成 25 年 度

# 市 政 執 行 方 針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	3
平成 25 年度の予算編成	5
“市民と行政との協働によるまちづくり”	7
・コミュニティ活動の推進	7
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	8
・情報化の推進	8
・交流活動の推進	9
・広域行政の推進	11
・効率的な行政運営	12
・陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持	13
“安心して健やかに暮らせるまちづくり”	14
・健康の保持増進	14
・地域医療の充実	15
・子育て支援の推進	16
・地域福祉の推進	17
・高齢者福祉の充実	18
・障がい者福祉の推進	19
・国民健康保険	19
“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”	20
・循環型社会の形成	20
・消防	21
・防災対策の充実	22
・交通安全	23
・生活安全	23
・消費生活の安定	24
・住宅の整備	24
・都市環境の整備	25
・上水道・簡易水道の整備	25
・下水道・個別排水の整備	26
・道路の整備	27
・総合交通体系	27
・雪を活かし雪に強いまちづくりの推進	28
“創造力と活力にあふれたまちづくり”	29
・農業・農村の振興	29
・林業の振興	34
・商工業の振興	35
・雇用の安定	36
・観光の振興	37
“心豊かな人と文化を育むまちづくり”	39
・地域文化の継承と創造	39
・大学教育の充実	39

平成 25 年第 1 回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

## はじめに

平成 22 年 4 月、私が市長に就任して、間もなく丸 3 年を迎えることとなります。

この間、多くの市民の皆様から、まちづくりに寄せる様々な思いやご示唆、ご協力などをいただきながら「明るく元気なまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいりました。

こうした中、昨年末に実施された総選挙において政権交代がなされました。新たな政権が目指す「経済再生」には、長年の経済低迷に伴い疲弊した地域経済の活性化を、「災害復興」には、南相馬市をはじめ被災地の一日も早い復興を、心から期待するものであります。

しかし、平成 24 年度末には長期債務残高が 700 兆円を超えると見込まれる国の財政は依然厳しく、地方に対しては、平成 24 年度補正予算において、公共事業を下支えする「地域の元気臨時交付金」を創設する一方、新年度予算では、地方の行財政改革による努力と矛

盾する地方交付税の削減や、地方の裁量拡大に期待された一括交付金の廃止など、地方自治体は、これら政策転換に伴う新たな行政課題に対し、厳しい財政状況の中で、迅速かつ適切な対応が求められることとなります。

また、世界ではグローバル化が一層進む中、欧州経済危機に伴う先進国経済の低迷や新興国の経済成長の減速、不安定な中東情勢など、世界経済は大きく揺れており、国内では円安など一部回復の兆しがうかがえるものの、未だ先行き不透明で不確実な社会経済情勢は、地域における厳しさとなって表れています。

このような変革の時にあたり、私は、初心に立ち返り、新名寄市総合計画を基本としながら 10 年先、20 年先を見据えて、歴史の中で培われた地域の力、市民をはじめ<sup>ゆかり</sup>縁ある人の力を結集したオール名寄の体制で、市民の皆様が誇りと愛着を持ち、明るく元気なまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

さらに、施策の推進にあたっては、通年ベースとしては、任期 4 年の最終年度となることから、課題を先送りせず、市民が主役のまちづくりを基本に、しっかりと取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

明るく元気なまちづくりを進め、かつ持続的に発展させるためには、その主体である市民の皆様の参加が不可欠です。

この間、まちづくりの基本ルールである「名寄市自治基本条例」や、その一つの手法として「名寄市パブリック・コメント手続条例」を施行してきましたが、一層の具体化に向け、より積極的な情報提供と多様な市民参加の保障、さらには実施方法の工夫や団体等の育成、支援などにも努め、市民と行政とが連携・協力し、共に知恵を絞り、汗を流す協働のまちづくりを進めてまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

地方自治体が置かれている厳しい環境に対応し、効率的かつ堅実にまちづくりを進めるためには、行財政改革による不断の努力が求められています。

このため、引き続き「簡素で効率的な行政運営」「健全な財政運営」「市民との協働の行政運営」の三本の基本方針により、行財政改革

を推進してまいります。

また、行政運営の最大のエンジンは人材であり、意思の共有を強化するとともに、多様化する行政ニーズに柔軟かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、職員のスキルアップが不可欠であり、派遣研修等も取り入れた職員研修の充実や外部人材の活用なども含め、人材の育成・確保に努めてまいります。

三点目は、「財産を生かしたまちづくり」についてです。

四季折々の美しい自然と豊かな大地、その利を生かし育まれる食の恵み、その恵みを享受し育つ人、人が伝え磨いた知恵と文化、そこに築かれた魅力ある施設や絆など、本市は、有形無形の財産を誇る、大きな可能性を秘めたまちであります。

4月には、駅前交流プラザ「よろーな」がオープンとなるほか、市民ホールや市立総合病院精神科病棟、市立大学図書館など、今後も新たな財産が加わることとなり、ソフト面の充実や施設間の連携による相乗効果などを発揮して、市民福祉の向上と地域の活性化に向け取り組んでまいります。

また、地域や人とのつながりは貴重な財産であり、これまでの交

流事業などで築かれた絆、これからめぐり合う縁<sup>えん</sup>を大切にし、発展させることで、文化の向上、交流人口や物流の拡大を目指してまいります。

## 平成 25 年度の予算編成

次に、平成 25 年度の予算編成について申し上げます。

国の平成 25 年度予算編成は、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成 24 年度補正予算と一体的なものとして「15 カ月予算」として編成される一方で、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」に重点を置くという基本方針が、本年 1 月 29 日に閣議決定されました。

地方財政対策については、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額が確保され、地方財政計画の規模は、東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比 0.1 パーセント増の約 81 兆 9,100 億円となりました。

このうち地方交付税は、地方公務員給与削減の影響などにより、前年度比 2.2 パーセント減の 17 兆 624 億円となりました。また、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映させる仕組みとし

て「地域の元気づくり事業費」が盛り込まれ、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされました。

こうした中、本市の平成 25 年度各会計予算については、市立大学や市立天文台、道立サンピラーパークなどの多くの財産や、交流都市との太い絆を活用し、総合的な地域振興などを推進することを念頭に、基礎的自治体としての公共サービスの的確な執行とともに、新総合計画後期計画の具現化を最優先に予算編成しました。

主な事業については、ハードでは食肉センター施設整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、南小学校校舎・屋内体育館建設事業、大学図書館建設事業などを、また、ソフトでは太陽光発電導入の推進や省エネ節電モニター活用などによる新エネルギー・省エネルギー推進事業や、学校の教育力を高めるための様々な取組を推進する学校力向上実践事業、また、生活困窮世帯やグループホーム等に入所されている障がいを持つ方がいる世帯を対象に灯油購入費を助成する福祉灯油支援事業など、多くの事業を盛り込みました。

一般会計の予算案は、前年度比 3.1 パーセント減の 188 億 5,085 万 2 千円となりました。

また、8 つの特別会計予算案は前年度比 2.6 パーセント減の 80 億



5,431万7千円、企業会計予算案は前年度比28.7パーセント増の135億6,432万7千円、全会計の総額では前年度比5.8パーセント増の404億6,949万6千円となりました。

財源調整的に、財政調整基金で2億9,559万6千円の取崩しを、また、後年度の公債費償還負担を軽減するための繰上償還の財源として、減債基金で3億円を取崩しましたが、普通建設事業の事業量を確保し、新総合計画後期計画で想定される大型事業に備え、大学振興基金などの積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

## **“市民と行政との協働によるまちづくり”**

### **コミュニティ活動の推進**

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

住民の最も身近な自治組織である町内会の活動を推進するため支援を行っておりますが、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化により、様々な課題が生じています。

昨年実施した「町内会アンケート調査」では、町内会への未加入や役員の担い手不足などの課題のほか、町内会の枠を越えた活動を求める意見も多く出されていることから、コミュニティ活動への支援を継続するとともに、地域連絡協議会の活動を促すため、地域連絡協議会等活動交付金の拡充を図ってまいります。

また、風連地区における地域コミュニティ施設については、名寄市風連地区地域振興審議会の答申を踏まえ、今後の方向性について検討を進めてまいります。

## **人権尊重と男女共同参画社会の形成**

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、名寄市男女共同参画推進計画に基づき、広報・啓発活動を中心として、男女共同参画社会の実現に向けた活動を推進してまいります。

## **情報化の推進**

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成 24 年度に移行した総合行政システムクラウド化の利点を最大限生かせるよう、平成 25 年度は災害時等における I C T 業務継続計画を策定し、住民サービスが非常時にも対応可能な体制づくりに努めてまいります。

### **交流活動の推進**

次に、国際交流について申し上げます。

友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流では、本市に訪問団を迎えるほか、旭川市をはじめ稚内市、留萌市、紋別市、士別市の 5 市と連携して「ユジノサハリンスク道北物産展」を開催します。また、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、交換学生の受入れが予定されており、より強い交流の絆が育まれるよう支援してまいります。さらに、新たに北海道への入込数が最も多い台湾との交流を新たにスタートさせ、中学生野球による交流や、教育旅行モニター事業の実施など、さらなる交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、国内交流について申し上げます。

東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との交流では、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、市の情報発信と相互の情報交流に努めるとともに、側面からの支援を通じて人的・経済交流を図るなど、活動の充実に向けて支援してまいります。

交流居住の推進については、移住体験「ちょっと暮らし」の受入れ施設として旧風連高校教員住宅を改修整備するなど、取組を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

本制度は、総務省事業として、地方自治体が都市住民を受け入れて、地域における活動に従事させ、併せて定住・定着を図りながら、地域の活性化への貢献を目的とするもので、本制度を活用した定住の促進と新たな人材の確保、育成に取り組んでまいります。

初年度となる平成 25 年度は、基幹産業である農業の担い手対策として新規就農を希望するもの 2 人、観光振興計画の推進に有効なスキルを有するもの 1 人、合わせて 3 人を募集する予定です。

## 広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

定住自立圏構想に基づく北・北海道中央圏については、昨年 4 月に取組がスタートして、間もなく一年が経過しようとしています。

この間、第 2 次救急医療事業の構成市町村全体への広がりをはじめ、消費生活相談事業や一般廃棄物処理施設に係る広域化の進展など、共生ビジョンに基づく事業はもとより、名寄市立総合病院整備への道に対する支援要望についてもご協力いただくなど、順調な滑り出しとなっており、引き続き、中心市として、その役割を果たしてまいります。

一方、昭和 46 年に設置された上川北部地区広域市町村圏振興協議会については、国の要綱廃止や、新たな広域連携である定住自立圏のスタートに伴い、先の臨時総会において、廃止が決定しました。つきましては、本定例会におきまして、廃止に係る提案をさせていただきますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

天塩川周辺 13 市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」については、本年 2 月に実施して好評いただいた「移住モニターツアー」を夏にも実施するほか、圏域の住民がお互いの魅力を知

り合うための「住民再発見ツアー」を実施するなど、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携と交流人口の拡大に努めてまいります。

## **効率的な行政運営**

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

昨年4月に「新・名寄市行財政改革推進計画（後期）」を策定して、具体的な取組を進めてきています。

基本的な考え方としては、簡素で効率的な行政運営を推進するため施策推進体制の充実、人材育成の推進、組織のスリム化及び事務事業の改善に努めてまいります。また、健全な財政運営を推進するため、指定管理者制度による施設管理の民間委託をはじめ、公債費などの適正化や使用料、手数料、負担金及び補助金の見直しを定期的に行うこととしており、平成25年度においては負担金及び補助金の見直しを行います。

市民と協働の行政運営を推進するため自助、共助、公助の原則のもと、市民と行政が役割を分担し、市民参加によるまちづくりを進めてまいります。

また、組織のスリム化に伴って職員の人材育成が急務であることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組んでまいります。特に職員の意識改革や資質向上のため、新たに(財)地域活性化センターへの職員派遣を実施するとともに、道外先進地における自主研修についても取り組んでまいります。さらに、平成 24 年度から実施している東京都杉並区への職員派遣を継続してまいります。

### **陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持**

次に、自衛隊関係について申し上げます。

陸上自衛隊名寄駐屯地は、昭和 28 年に設立され、本年、設立 60 周年の節目を迎えることとなります。

この間、まちづくりをはじめ、地域経済、文化・スポーツ、コミュニティなど様々な分野で本市との絆を深めてきたことはもとより、他の隊区内市町村からも地域活動への貢献や災害時等における安全・安心への対応など、厚い信頼と密接な関係が築かれ、昭和 35 年には隊区内関係者等による名寄地方自衛隊協力会の発足、さらには、各市町村においても後援組織が結成されるなど、この北・北海道の

地域とともに歴史を刻んできたといえます。

このことから、駐屯地所在地として、設立 60 周年を一層の交流、理解の場とし、より密接な関係が築かれるよう、関係機関、団体等と連携、協力しながら、積極的に支援するとともに、今後とも、地域住民の総意をもって、駐屯地の現体制の堅持に向け、国への要望活動に取り組んでまいります。

## **“安心して健やかに暮らせるまちづくり”**

### **健康の保持増進**

次に、保健事業について申し上げます。

健康づくりの推進については、平成 24 年度に策定した名寄市健康増進計画「健康なよろ 21(第 2 次)」に基づき、健康意識の啓発と市民、地域、行政が連携した体制づくりに努めてまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談をとおして、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めてまいります。

また、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図り、感染症予防の推進に努めてまいります。



## 地域医療の充実

次に、名寄市立総合病院について申し上げます。

平成 25 年度の診療体制については、新たに旭川医科大学から消化器内科、循環器内科及び産婦人科に常勤医師を派遣いただける予定となっており、さらに充実した診療体制が可能となる見込みです。

他の診療科については、佐古院長の勇退により、脳神経外科で常勤医が 3 人となりますが、全体として大きな変更はありません。

また、一昨年から定数が 5 人に拡大された初期臨床研修医については、マッチングシステムで決定された 5 人の 1 年次研修医を採用する予定です。

地域医療再生計画事業については、道北圏地域医療再生計画で進める精神科病棟改築事業を 1 月 19 日から本格着工しており、来年 3 月末に本体工事が完成する予定です。

道北北部連携ネットワークシステム整備事業については、基幹病院となる名寄市立・士別市立・市立稚内・枝幸国保の 4 病院をオンライン化したシステムの 3 月末完了に向け、整備を進めています。これにより圏域内医療機関の診療情報共有化による診療体制の高度化が図られることとなります。

名寄市病院事業長期計画については、平成24年度に中間年として、医療をはじめとする社会情勢の変化による見直しを行うとともに、自治体病院等広域化連携構想・上川北部地域行動計画に基づき、市立病院が地域で果たす役割などを明記しました。

医療を取り巻く経営環境が厳しい中、これまでの改革プラン同様に、計画されている事業の達成に向けて、より一層努力をしております。

### **子育て支援の推進**

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援施策の充実については、「次世代育成支援後期行動計画」に基づき、次世代を担う子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めてまいります。

保育行政については、多様な保育ニーズに対応し、きめ細かな保育事業を進めるとともに、子育て支援では、日本一のもち米産地に由来して誕生もちを贈る「子育て応援事業」など、新たな事業に取り組むほか、関係機関との緊密な連携のもと、家庭への訪問など、その充実に努めてまいります。

障がい児福祉の充実については、発達の遅れや障がいを持つ児童とその家族が身近な地域において、適切な相談・支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。

また、児童虐待などについては、個々のケースに応じて迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

子ども・子育て支援新制度に伴う各種関連事業については、今後も国の動向を注視し、制度の研究に努めてまいります。

## **地域福祉の推進**

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

名寄市地域福祉計画に基づく福祉事業の推進については、計画に掲げた目標達成に向け、基本事業の取組を進めてまいります。

また、国において税と社会保障の一体改革による制度改正が進められていることから、情報の収集に努めるとともに、社会福祉協議会や福祉関係団体などと連携し、住民福祉の向上に努めてまいります。

さらに、これまで低所得者支援対策の緊急措置として実施していた福祉灯油支援事業については、厳寒期における恒常的事業として

実施することとし、要綱などの整備を進めてまいります。

## **高齢者福祉の充実**

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

本市の1月末における65歳以上の高齢者人口は8,415人で、高齢化率は28.10パーセントと、前年同期比120人、0.58パーセントの増となっています。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、平成24年度からスタートした名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、生きがい対策や健康の保持、介護支援など、各種サービス事業を推進してまいります。

施設関係については、入居されている方の安全・安心の確保や利便性の向上を図るため、特別養護老人ホーム清峰園では自家発電機の増設、しらかばハイツでは、ナースコールの更新を行います。

また、昨年11月に市内の郵便局や新聞販売店などの協力により構築した「名寄市地域見守りネットワーク事業」の拡充を図り、地域全体でさらなる見守り体制を進めてまいります。

さらに、救急医療情報キット「命のカプセル」交付事業については、3年が経過することから情報更新、市内全地域への普及など事業の推進に努めてまいります。

## **障がい者福祉の推進**

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

本年4月、現行の障害者自立支援法から障害者総合支援法へ移行することから、利用者への制度周知に努めるとともに、適切なサービス提供に取り組んでまいります。

また、昨年から実施しているサービス利用者のケアプラン作成と経過観察による個々の効率的なサービス提供や就労による自立促進については、指定特定相談支援事業所と連携し、名寄市障がい福祉実施計画に基づき推進してまいります。

## **国民健康保険**

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険税については、平成25年度から税率を改定することとなりました。

5年ぶりに実施する今回の改定は、後期高齢者支援金と介護納付金の拋出超過を解消することが目的で、低所得者層に配慮して、必要最小限の改定幅としています。また、今後の安定的な運営のため、国などへの財源支援の要望と併せ、医療費適正化に向けた取組を進めてまいります。

## **“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”**

### **循環型社会の形成**

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会を形成するため、環境衛生推進員による分別指導や出前講座、資源集団回収のほか、段ボールコンポスト、古着・廃食用油の拠点回収などの推進による、ごみの発生抑制・減量化及び再資源化の啓発活動に努めてまいります。

最終処分場の広域設置については、平成30年4月の開設を目指して、本市をはじめ、美深町、下川町、音威子府村の4市町村で取り組み、平成25年度から名寄地区衛生施設事務組合内に推進室を設け準備を進めることとなり、これに伴い、本市から職員1人を事務組合に出向させるとともに、関係部局と連携を取り事務を進めてまい

ります。

次に、新エネルギー・省エネルギーについて申し上げます。

新たに策定した「名寄市新エネルギー・省エネルギービジョン」の推進に向け、一般住宅等における太陽光発電施設の設置や省エネルギーに係るモニター事業の導入をはじめ、新エネ・省エネ展などの啓発事業について、民間との連携・協力により取り組んでまいります。

また、公共施設の整備等に併せた新エネ・省エネ技術の導入や民間企業への支援についても、タイミングや諸条件を充分勘案しながら検討を進めてまいります。

## **消防**

次に、消防事業について申し上げます。

住宅防火対策については、全国的に住宅火災による死者の6割以上が高齢者となっていることから、高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理を進め、焼死火災発生を抑止に努めてまいります。

消防・防災体制については、老朽化した消防団車両及び消火栓の更新を行い、消防体制の充実強化に努めてまいります。

また、近年の大規模災害における消防の広域的活動に対応するため、消防・救急無線のデジタル化整備を進めてまいります。

### **防災対策の充実**

次に、防災対策について申し上げます。

市民の安全・安心を確保するため、地域防災計画に基づく防災訓練の実施や自主防災組織の育成、災害時要援護者の支援の拡充を図ってまいります。

河川の防災対策については、危険箇所の修復工事を実施するとともに、風連地区の無名川に水位通報装置を設置し、減災及び防災対策の推進に努めてまいります。

また、災害緊急事態等における非常放送及び緊急放送に関する協定を締結する地元コミュニティFMの難聴解消に向け、防災コミュニティ通信事業を実施してまいります。



## 交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

昨年は、交通死亡事故が発生し、2人の尊い命が失われたほか、死亡につながる重大事故も起きています。このような痛ましい事故を繰り返さないよう、各町内会や関係機関・団体などと連携を密にし、通年運動をはじめ6期60日間の期別及び特別運動や児童・高齢者を対象とした交通安全教室など、交通事故の根絶に向けて幅広い交通安全運動を展開してまいります。

## 生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な市民生活の実現のために、名寄市安全安心地域づくり推進協議会、安全安心円卓会議及び各小学校の安全安心会議により地域の状況把握、情報交換に努めるほか、<sup>あおいろ</sup>青色回転灯装備車及び公用車による啓発活動を進めてまいります。

また、暴力団が市民生活や社会経済活動に不当な影響を与える存在であるとの認識のもと、暴力団の排除に関し必要な事項を定めた条例の制定を進めてまいります。

地域の深刻な問題となっている空き家などの対策については、先進事例を研究し、実効性のある関係条例の制定を進めてまいります。

## **消費生活の安定**

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するため、消費者が正しい知識を得られるよう適切な情報提供及び啓発活動を進めてまいります。

また、4月から消費者センター事務所を駅前交流プラザ「よろーな」に移転し、消費者相談員の体制を現行の1人から2人に強化するとともに、本市を含む5市町村の広域消費生活相談を行うこととしました。

今後とも、迅速な対応、適切な相談業務に努めてまいります。

## **住宅の整備**

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地1棟12戸の建設、新北斗団地2棟8戸の住戸全面改善、1棟4戸及び旧店舗の解体並びに平成26年度着工分の実施設計を行ってまいります。

改善事業については、公営住宅等長寿命化計画に基づきノースタウンなよろ団地施設改修工事を 3 カ年での実施を予定しており、平成 25 年度は国の補正予算を活用し、1 棟 30 戸の改修工事を実施するほか、併せて平成 26 年度着工分の実施設計を行ってまいります。

また、震災から生命と財産を守るための耐震診断、耐震改修に対する補助制度や相談窓口の活用について、広く市民に P R してまいります。

### **都市環境の整備**

次に、公園の整備について申し上げます。

都市公園のリニューアル事業については、長寿命化計画に基づき浅江島公園ほか 1 カ所の老朽化施設の改修を行い、安全・安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

### **上水道・簡易水道の整備**

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定供給するため、老朽管更新事業として 16 線道路ほか 13 路線の老朽管を更新し、配水管整備事業として市道 29

線ほか 2 路線を整備してまいります。併せて、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業を継続実施してまいります。

簡易水道事業については、安定した水道用水を確保するために、智恵文八幡地区浄水場の<sup>ろか</sup>濾過設備や改良工事を行ってまいります。

サンルダムについては、平成 22 年 9 月の国土交通大臣の指示により進めてきたダム事業の検証において、総合的な評価の結果、ダム案が最も有利となり、平成 24 年 11 月にダム事業を継続とする対応方針が決定され、平成 25 年度政府予算案において本体工事関連費用として 30 億 4,600 万円が計上されたところです。

ダムの完成までには本体工事着手後 5 年間に要するため、一刻も早く安定的な水源の確保がなされるよう国と連携して取り組んでまいります。

## **下水道・個別排水の整備**

次に、下水道事業について申し上げます。

安定した維持管理のために、名寄下水終末処理場<sup>ちんさち</sup>沈砂池設備の更新を行うとともに、継続事業では、雨水排水路豊栄川 3 号幹線の整備を行ってまいります。

また、処理場施設及び管渠<sup>かんきよ</sup>施設の長寿命化に必要な実施設計、基本計画を実施します。

個別排水整備事業については、農村部における快適な生活環境を確保するため、合併浄化槽 15 基の設置を予定しています。

## 道路の整備

次に、道路整備について申し上げます。

継続路線では、昭和通をはじめ西 4 条仲通ほか 3 路線の整備を行い、このうち南 11 丁目東通、南 10 丁目西仲通及び東 1 条通については平成 25 年度完了の予定です。

新規路線では、郊外幹線道路として徳田 18 線緑丘連絡線の道道旭名寄線から市道緑丘支線までの一部区間の道路改良舗装に着手し、舗装率向上に努めてまいります。

## 総合交通体系

次に、公共交通について申し上げます。

地域住民の足である公共交通を確保するため、「名寄市地域公共交通総合連携計画」に基づき、バス路線維持対策を推進するとともに、

市街地における利用しやすい公共交通体系を目指して、昨年 7 月から市内循環バス 2 路線を再編した「コミュニティバスの実証運行」を実施しているところです。

日常生活に欠かすことのできない医療機関への通院や商店への買物、さらには、福祉施設など各公共施設を結ぶバス路線として利便性や効率性を高める一方、駅前交流プラザ「よろーな」を中心とした賑わい創出に向け、検証、改善を図りながら実証運行を継続してまいります。

## **雪を活かし雪に強いまちづくりの推進**

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪については、冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道 445 キロメートル、歩道 56 キロメートルの実施を予定しています。

排雪については、道路幅員確保と交通安全対策のためのカット排雪及び交差点排雪を重点に実施します。また、スリップ事故防止策として、危険箇所への砂の散布を行ってまいります。

さらに、効率的で効果的な除排雪体制とするために、市道・私道<sup>しどう わたくしどう</sup>

除排雪助成事業、排雪ダンプ助成を継続し、除排雪水準の向上に努めてまいります。

## “創造力と活力にあふれたまちづくり”

### 農業・農村の振興

次に、農業・農村行政について申し上げます。

農業・農村では、年間所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面していることから、国は、平成 23 年に農林漁業の 6 次産業化などを柱とする「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を決定しています。

また、道北なよろ農業協同組合においては第 3 次地域農業振興計画を策定し、平成 25 年度からスタートすることとなります。

本市においては、「新名寄市農業・農村振興計画」に基づき、関係機関・団体と連携・協力して担い手の育成や産地づくりに取り組むほか、薬用作物などの新たな作物の研究、有害鳥獣による農作物被害の防止対策、6 次産業化推進などの施策を講じながら農業政策を展開してまいります。

また、「T P P（環太平洋経済連携協定）」については、農業を基

幹産業とする本市にとって大きな影響が予想されることから、農業団体をはじめ、関連機関、団体と連携して対応してまいります。

食育の推進については、平成 25 年度から始まる第 2 次「名寄市食育推進計画」に基づき、市民・地域・行政・関係機関や団体が連携して安全で安心な農産物の地産地消などを推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成 25 年度産米の配分については、前年比 97.9 パーセントの 1 万 3,285 トンで、その内訳はもち米 1 万 1,774 トン、うるち米 1,511 トンと示されており、良質米生産と安定出荷に取り組んでまいります。

戸別所得補償制度については、新政権による見直し作業が行われていますが、平成 25 年度については継続した取組となっていることから、産地資金の有効活用を図るなど、関係機関・団体と協力し、農家経営の安定に努めてまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度及び農地・水保全管理支払交付金事業について申し上げます。



中山間地域等直接支払事業は、名寄及び風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同取組活動が行われており、名寄地域 3,204 万円、風連地域 6,319 万円の交付予定となっています。

農地・水保全管理支払交付金は、9 活動組織の共同活動支援として 1 億 2,344 万円、8 活動組織による向上活動支援として 4,195 万円がそれぞれ交付される見込みとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

関係機関、団体、農業者が連携し、高い技術に根ざした体質の強い農業づくりを目指すため、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに努め、地域農業を支えるための取組を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ対策については、昨年 5 月に焼却施設が完成し本格稼働していることから、駆除の実施時期を早めるなど、被害防止に努めてまいります。

ヒグマ対策については、広報なよろなどにより予防と安全対策の周知を図ってまいります。また、ヒグマが現れた場合は、住民への危険周知を図るとともに、猟友会、警察などの関係機関や団体と連携のもと、住民の安全・安心対策に努めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

飼料穀物や配合飼料などの生産資材価格の高止まりが続き、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関や団体と連携し、経営安定に向けた取組を進めてまいります。

また、昨年、畜産物処理加工施設が完成したことにより、安全で安心な畜産加工品の安定生産と雇用拡大につながっています。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

本年1月から新しい施設での畜業務が開始されており、平成25年度の新係留場改修により2カ年の事業が終了します。

今後とも、施設の衛生管理の向上と作業環境の改善を図り、安全で安心な食肉の提供と併せ、畜産振興による地域経済の活性化を図

ってまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤の整備、保全を推進してまいります。

「道営経営体育成基盤整備事業」名寄東地区では、引き続き区画整理、暗渠排水、客土、用排水路などの整備を実施してまいります。

「道営ため池等整備事業」クラヌマ排水地区では、排水路の整備を進めており、平成 25 年度完了を予定しています。

新規事業では、国営事業の「国営造成施設保全事業」風連地区が、御料ダム、風連ダムの補修及び機器更新並びに幹線用水路の施設補修を 10 カ年事業として実施されます。また、道営事業として「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」忠烈布地区が、忠烈布ダムの<sup>こうずいば</sup>洪水吐きの長寿命化対策事業が 3 カ年事業として実施されます。

市の事業では、「農道緊急整備事業」智恵文北 5 号西線を 2 カ年事業として実施するほか、「土地改良施設維持管理適正化事業」として、瑞生水利組合が管理する<sup>ようすいきじょう</sup>揚水機場ポンプ施設の整備補修を実施して

まいります。

## **林業の振興**

次に、林業の振興について申し上げます。

カラマツをはじめトドマツなどの人工林は、収穫の時期を迎えており、その豊富な森林資源は、今後の道産材の需要拡大に期待できる状況となっています。

一方、森林は、地球温暖化防止など多面的な機能を持つ貴重な財産であり、森林資源の循環システムを確立して未来に引き継ぐ必要があることから、今後も森林の健全な育成を図るため、市有林の維持管理や造林を実施するとともに、近年関心が高まっている再生可能エネルギーとしての活用策についても、広域的な見地を含め模索してまいります。

また、本年4月からスタートする「森林経営計画」については、円滑な移行を図るとともに、国や道の助成制度を活用しながら民有林の整備を図ってまいります。

## 商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道財務局が 1 月に発表した道北経済月報では、道北の経済情勢は、小売店売上高が前年同月比 16 カ月連続の減、新車登録台数も 3 カ月ぶりに減となるなど、消費回復の兆しは依然見られないとし、持ち直しの動きに鈍さが見られると分析しています。

このような状況の中、平成 25 年度は中小企業振興条例に基づき、都市再生整備計画で進める中心市街地の環境整備事業を支援するほか、商店街ファサード整備事業については、「大通り会」が計画を立てており、引き続き整備に向けた協議を進めてまいります。

また、中小企業の助成制度や融資制度については、関係機関による見直し作業部会などとの協議を進め、より利用しやすい制度の構築に向け、検討を進めてまいります。

次に、駅前交流プラザ「よろーな」について申し上げます。

本年 4 月に供用を開始する駅前交流プラザ「よろーな」については、当面、市が施設管理を行うこととし、これまでの関係機関や団体との協議を踏まえながら、施設の有効利用や賑わいづくりに向け

た取組を進めてまいります。

特に、観光インフォメーション機能を担うNPO法人なよろ観光まちづくり協会をはじめ、関係団体や入居団体、利用団体などと連携して、施設の利用促進や中心市街地への誘導に努めてまいります。

## **雇用の安定**

次に、労働関係について申し上げます。

本年3月卒業予定の高校生、大学生の進路動向については、依然として厳しい経済情勢を背景に、雇用も厳しい状況にあります。

本年1月末における市内各校の就職内定率は、名寄市立大学76.4パーセント、名寄市立大学短期大学部83.0パーセント、名寄高等学校94.7パーセント、名寄産業高等学校97.7パーセントとなっており、今後もハローワーク、商工会議所、商工会、企業、学校などと連携して就職希望者の雇用確保に努めてまいります。

平成25年度の緊急雇用創出推進事業では、観光及び物産振興事業で3人の雇用を見込み、就業機会の創出に努めてまいります。

季節労働者対策については、通年雇用化に向け、各種技能講習やホームヘルパー資格取得講習の充実、通年雇用支援セミナーなど、

研修機関や関係団体と協力しながら、時代のニーズに適合した研修事業を展開し、雇用の促進に取り組んでまいります。

また、若者の地元就業を支援するため、企業が求める技術者の養成や福祉の現場で働く人材の育成など、中小企業振興条例で定める各種雇用対策の見直し作業についても検討してまいります。

## **観光の振興**

次に、観光振興について申し上げます。

名寄市観光振興計画では、平成 25 年度を育成期と位置づけており、道内外からの交流人口拡大を目指した観光・物産の受入体制を整備するとともに、観光資源開発事業を展開することとしています。

具体的には、駅前交流プラザ「よろーな」で新たに開設される観光案内所、ひまわり観光、なよろ煮込みジンギスカンなどの新たなご当地グルメによる物産振興、合宿誘致、台湾への宣伝誘致事業の展開や教育旅行受入れのためのメニュー整備など、名寄市観光交流振興協議会を中心とした取組を進めてまいります。

ピヤシリスキー場については、安全・安心な施設運営のため、計画的に整備を進めており、平成 25 年度は圧雪車の更新などを進めて

まいります。

なよろ温泉サンピラーについては、前回の改修から 15 年が経過しており、緊急を要するボイラー機器や配管関係、冷暖房制御装置などの改修を行い、より快適に利用いただける施設を目指してまいります。

なお、施設の拡張を伴う改修については、日進地区全体の整備計画と併せて、中長期的視野に立った改修計画の検討を進めてまいります。

次に、北海道立トムテ文化の森について申し上げます。

北海道立トムテ文化の森の移管については、本年 2 月に北海道から条件の提案があり、現在の北海道指定管理費 4 年分相当の管理支援費に加え、施設の取り壊し見合い分を施設整備費として一括交付するとともに、市への移管後も既存事業の活用を含め、出来る限りの支援を行うとの内容でありました。

今回、同様に移管を提案された他町村も本案により受諾する方向にあり、かつ本市においては、なよろ健康の森と一体となった必要不可欠な施設であることから、移管を受け入れるとの判断をさせて



いただいたところです。

移管は平成 26 年度からとなるため、平成 25 年度において、なよろ健康の森条例の改正など移管事務を進めてまいります。

## **“心豊かな人と文化を育むまちづくり”**

### **地域文化の継承と創造**

次に、(仮称) 市民ホール整備事業について申し上げます。

(仮称) 市民ホールについては、「文化・芸術の拠点」「市民コミュニティの醸成の場」、さらには「賑わいづくりの場」として、本年 6 月を目途に実施設計に基づき建設工事に着手し、平成 26 年 10 月のオープンを目指してまいります。

### **大学教育の充実**

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

保健・医療・福祉の分野で地域社会を支える幅広い職業人を養成し、地域や社会に貢献することを目指す大学として、教育環境の充実に努め、少人数によるきめ細かな教育実践により、ケアの未来を

ひらき、小さくてもきらりと光る魅力ある大学づくりに努めてまいります。

近年、福祉と医療の現場で複雑化する様々な課題に対応する人材の育成が求められており、精神障がい者への専門的な援助を行う精神保健福祉士の平成 26 年度養成開始に向け、平成 25 年度は演習室、備品、図書等の整備を行い、実習協力施設の確保を図ってまいります。

教育と学術研究の中心となる大学図書館の整備については、平成 24 年度に策定した基本構想・基本計画に基づき、平成 25 年度は図書館施設の基本設計に着手してまいります。

また、依然として厳しい就職環境が続く中であって、キャリア支援センターを核に学生支援の充実と推進を図ってまいります。さらに、引き続き特別支援学校教員免許の取得が可能となる教育職員免許法認定公開講座を北海道教育委員会の後援を得て実施し、地域の小中学校教員の免許取得率の向上を図るとともにスキルアップの機会を提供してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます

した。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い  
申し上げます、平成 25 年度の市政執行方針といたします。